

福島松川スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「福島松川スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、福島松川スマートインターチェンジの安全性や整備・管理・運営方法等を検討・調整し、実施することにより、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、以下の内容を検討、調整する。

- ①福島松川スマートインターチェンジの社会便益
 - ②福島松川スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性
 - ③福島松川スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
 - ④福島松川スマートインターチェンジの構造及び整備方法
 - ⑤福島松川スマートインターチェンジの管理・運営方法
 - ⑥福島松川スマートインターチェンジの利用促進方策
 - ⑦その他福島松川スマートインターチェンジの設置・管理・運営する上で必要な事項
- 2 協議会は、福島松川スマートインターチェンジの社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について定期的にフォローアップし必要に応じ見直す。
 - 3 協議会は、福島松川スマートインターチェンジの管理・運営形態等に不都合が生じた場合には、上記内容について、検討・調整を行い変更する。
 - 4 協議会は、福島松川スマートインターチェンジの利用者増を図るため、広報・PR等を実施する。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の追加変更については、協議会に諮り承認を得る。
- 3 協議会の委員の属する団体は、福島松川スマートインターチェンジの円滑な設置安全かつ円滑な管理・運営に協力しなければならない。

(構成)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)監 事 2名

2 会長、副会長、監事は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は協議会の会務を総括し、必要に応じ会議を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(協議会)

第8条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その職務代理者を出席させることができる。
- 3 第1項にかかわらず、会長が認める場合、委員を招集せず書面による協議会とすることができる。
- 4 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の過半数の同意をもって決する。また、書面による協議会の議事も、委員の過半数の同意をもって決する。
- 6 会長が必要と認める場合は、委員以外の専門家の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、福島市建設部路政課に置く。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福島市建設部路政課において処理する。

(会計)

第11条 協議会の経費は、福島松川IPAスマートIC社会実験協議会からの繰入金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第12条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第13条 協議会は、福島松川スマートインターチェンジが運営される限り存続する。

(補則)

第14条 本規約に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年 8月10日から適用する。

この規約は、平成18年10月20日から適用する。

この規約は、平成20年 4月18日から適用する。

この規約は、平成25年 6月14日から適用する。

この規約は、平成27年 7月22日から適用する。

この規約は、平成28年 8月10日から適用する。

この規約は、平成30年 8月 1日から適用する。

この規約は、令和 2年 5月12日から適用する。

この規約は、令和 8年 8月20日から適用する。

別表1(第4条関係)

福島松川スマートインターチェンジ地区協議会委員名簿

所 属	役 職	備考
国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課	課 長	
国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	所 長	
東日本高速道路(株)東北支社総合企画部総合企画課	課 長	
東日本高速道路(株)東北支社管理事業部管理事業統括課	課 長	
東日本高速道路(株)東北支社福島管理事務所	所 長	
福 島 県 警 察 福 島 警 察 署	署 長	
福 島 県 警 察 本 部 高 速 道 路 交 通 警 察 隊	隊 長	
福 島 県 土 木 部	次長(道路担当)	副会長
福 島 県 土 木 部 道 路 計 画 課 高 速 道 路 室	室 長	
福 島 県 県 北 建 設 事 務 所	所 長	
福 島 市 建 設 部	部 長	会長
二 本 松 市 安 達 支 所 地 域 振 興 課	課 長	
川 俣 町 建 設 水 道 課	課 長	
福 島 商 工 会 議 所	事 業 推 進 部 長	監事
松 川 地 区 自 治 振 興 協 議 会	会 長	監事
松 川 町 商 工 会	会 長	

※委員は、役職付けとし、人事異動等により変更が生じる場合は、協議会の承認を要しない。